

カワサキ会計事務所ニュース

令和8年9月号 第74号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおura3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikai.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

9月の税務カレンダー

国民健康保険税 第4期
長崎市ホームページより



令和8年9月・10月からの主なルール改正

令和8年8月号では令和8年10月からのインボイスの改正点をご紹介しました。
今回はその他のルール改正をご紹介します。

1. 残業「45時間超」の一律指導緩和（令和8年9月より）

厚生労働省は令和8年9月より、労働基準監督署（労基署）による「45時間超」の時間外労働に対する企業への「一律指導」を取りやめる方針を固めました。

これまで労基署は、労使協定（36協定の特別条項）に基づき、月100時間未満まで残業が可能な企業に対しても、一律で45時間以内に抑えるように指導を行ってきました。

見直し後は、45時間という数字だけで一律に指導するのではなく、企業が36協定で定めた健康確保措置をきちんと講じているかどうかを重点的に確認する運用に変わります。

36協定の基本ルール（残業時間の上限等）は従来通りですので、「規制が緩和される」＝「残業を増やしてよい」という意味ではありませんのでご注意ください。

2. パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります（令和8年10月より）

正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指す「同一労働同一賃金」をさらに一歩進めるため、改正が行われます。

（1）雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます

新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります。（違反した者は10万円以下の過料に処されます。）

現行の明示事項・・・昇給の有無・退職手当の有無・賞与の有無・相談窓口

新たな追加明示事項・・・待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨

（2）「同一労働同一賃金のガイドライン」が改正されます

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。今回ガイドラインに追加された内容は、「賞与・退職手当」・

「無事故手当」・「家族手当」・「住宅手当」・「福利厚生施設」・「病気休職」・「夏季冬季休暇」・「褒賞」です。

（3）企業に求められる雇用管理上の措置の内容が変わります

パートタイム・有期雇用労働者に対し、正社員との待遇の相違等について説明する際には、「資料を活用し、口頭により説明する方法」又は「説明すべき事項をすべて記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明することが必要になります。

<第31回長崎居留地まつりのご案内>

とき：令和8年9月19日（土）、20（日）、21日（月、祝）

ところ：東山手・南山手・大浦旧外国人居留地一帯

問い合わせ先：長崎居留地まつり実行委員会（長崎市観光交流推進室内 担当：竹下 095-829-1426）

※カワサキ会計事務所がある大浦町は幕末から明治初期に外国人居留地として栄えた地域で、今も当時の面影を残しています。長崎・居留地まつりは地元の大浦青年会・連合自治会・商店街・自治会等が協力し合って開催している「まちづくり」のイベントです。大人から子どもまで、楽しめる祭りになっています。ご家族で楽しんでみませんか？本年度は、「旧英国領事館」の長年にわたった改修工事が終了し、市民に一般公開をしております。

詳しい情報は、長崎市のHPより URLは <https://nagasakiforeignset.wixsite.com/home>